

防防防（事）第 1 2 6 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

防衛省危機管理チーム設置要綱について（通達）

標記について、緊急事態等に対する防衛大臣の補佐態勢に関する訓令（令和 7 年防衛省訓令第 3 1 号）第 7 条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛省危機管理チーム設置要綱

（構成）

第1 緊急事態等に対する防衛大臣の補佐態勢に関する訓令（令和7年防衛省訓令第31号。以下「訓令」という。）第6条の規定に基づき、防衛省に置かれる防衛省危機管理チーム（以下「チーム」という。）の構成は、次のとおりとする。

- （1）チーム長 統合作戦司令部司令官補佐官に併任される大臣官房審議官
 - （2）構成員 防衛政策局防衛政策課長、統合幕僚監部首席参事官及び統合幕僚監部参事官並びに発生した緊急事態等（訓令第1条に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。）に関係する防衛省本省の内部部局、各幕僚監部、情報本部及び防衛装備庁の内部部局の関係部署の長のうちチーム長の指名する者
- 2 チーム長が不在のときは、チーム長があらかじめ指定する者がその職務を代行する。
- 3 チーム長は、チームにおける検討のため必要があると認めるときは、構成員以外の者に意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

（責務）

第2 チームは、平素から必要な情報収集を行い、緊急事態等が発生した場合には、速やかにその内容を把握しなければならない。

- 2 チームは、緊急事態等に際して、把握した情報を踏まえ、適切な報告を行わなければならない。

（運営）

第3 チーム長は、緊急事態等の発生に際し、国民の生命、身体、財産又は国土への被害の程度及びその他の社会的な影響に鑑み、当該緊急事態等に対して各機関等（訓令第2条第1項に規定する各機関等をいう。）が一体として政策及び運用の観点から防衛大臣を補佐することが必要と認めるときには、チームを招集することができる。

- 2 防衛大臣が訓令第3条に基づき防衛省災害対策本部を設置した場合又は訓令第4条の規定に基づき大規模事故等対策本部を設置した場合には、チームは、防衛省災害対策本部又は大規模事故等対策本部（以下「防衛省災害対策本部等」という。）を補佐するため、必要な情報収集及び対応の検討を行い、防衛省災害対策本部等に報告するものとする。
- 3 防衛大臣が、訓令第5条に基づき危機管理関係幹部会議を開催した場合又

は指名する防衛副大臣若しくは防衛大臣政務官に開催させた場合には、チームは、危機管理関係幹部会議における議論の資を提供するため、必要な情報収集及び対応の検討を行い、危機管理関係幹部会議の出席者に報告するものとする。

- 4 前2項に掲げる場合のほか、チームは、必要な情報収集及び対応の検討を行い、防衛大臣に報告するものとする。

(庶務)

- 第4 チームの庶務は、統合幕僚監部首席参事官及び統合幕僚監部参事官の協力を得て防衛政策局防衛政策課において処理する。

(委任規定)

- 第5 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関して必要な細部事項については、チーム長が別に定めるものとする。